

新型コロナウイルスに関連する主な保証制度一覧

保証制度名	取扱期間	対象者	資金使途	保証限度額	保証期間	保証料率（年率％）	返済方法
新型コロナウイルス対応保証	令和2年3月10日 ～令和2年12月29日	県内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比し5%以上減少している中小企業者 ※組合は対象外です。	運転資金 ※借換資金、商品用不動産購入資金は対象外	2,000万円	2年以内	年1.80%～0.35% セーフティネット5号 年0.8%	一括返済 ※保証期間が到来しても一括返済できない場合は、長期資金にて借換えを可能とします。
若手県新型コロナウイルス感染症対策資金	令和2年4月1日 ～令和3年1月31日	県内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業者 ※申し込みにあたっては、売上高等が減少していることについて、 市町村が発行する認定書の添付 が必要になります。	運転資金・設備資金	8,000万円	10年以内（据置期間2年以内）	年0.4% ※原則として当協会の信用保証を付します。	分割弁済・一括弁済
経営安定関連保証		下記の資格要件に該当するものについて、その所在地を管轄する市町村の認定を受けた中小企業者。なお、当該特定中小企業者の経営安定に必要な資金の借入に係る保証であること。 ●第4号要件 災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少、その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、その経営の安定に支障を生じていると認められるものであること。 ●第5号要件 その業種に属する事業所について、主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他の経済産業大臣が定める事由が生じているということにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として、経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、その経営の安定に支障を生じていると認められるものであること。 ※申し込みにあたっては、 市町村長の認定書の添付 が必要になります。	運転資金・設備資金	個人、会社（普通保証の別枠） ●無担保 8,000万円 （特別小口 2,000万円） ●普通 2億円 組合（普通保証の組合と同じ） ●無担保 8,000万円 ●普通 4億円	10年以内（据置期間2年以内）	セーフティネット 1号～4号、6号 年0.90% 5号、7号、8号 年0.80% ※特別小口 1号～8号 年0.54% ※NPO法人の特別小口 1号～4号、6号 年0.54% 5号、7号、8号 年0.44%	分割弁済・一括弁済

※なお、上記制度以外にも、セーフティネット4号、5号、危機関連特例とリンクできる県・市町村融資保証制度が多数ございますので、当協会窓口にご相談下さい。